

運転者適性診断費助成金交付要綱

(令和 5 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)が、長野県内の会員事業者(以下「会員」という)のドライバーが、交通事故の未然防止のため独立行政法人自動車事故対策機構及び国土交通省認定の運転適性診断事業者(以下「適性診断実施機関等」という。)が実施する適性診断を受診する場合にその診断費を助成し、交通安全に寄与することを目的とする。

(受診対象者)

第 2 条 受診対象者は、貨物自動車運送事業法により、長野県内事業所で選任されている運転者とし、診断の種別に関わりなく一人年 1 回とする。(但し、勤務先を変更した場合は、この限りではない。)

(助成対象の診断の種類及び助成額)

第 3 条 貨物自動車運送事業法により定められた診断とし、助成金額は次のとおり。

助成対象診断の種類	県ト協助成金	事業者負担
一般診断	1,900 円	適性診断実施機関により料金体系が異なり、事業者負担額が異なりますので申込時にご確認ください。
初任診断	4,800 円	
適齢診断	4,800 円	

注意 1：適齢診断対象年齢前に適齢診断を受診する場合は、助成対象外です。

注意 2：本来一般診断を受診すべき者が、初任診断を受診した場合は、助成対象外です。

(助成金の申請及び交付)

第 4 条 会員に対する運転者適性診断費の助成は、原則として適性診断実施機関からの請求により一括支払うものとする。

(助成条件)

第 5 条 受診時点において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員の運転者は助成対象としない。

(実施期間)

第 6 条 助成対象期間は、原則として令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月末日までとする。但し、実施期間内であっても、予算額に達した場合は終了とする。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第 7 条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第 8 条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(附則) 本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。